

4月の「東京都区部CPI」、増税分の転嫁は見込み通り(日本)

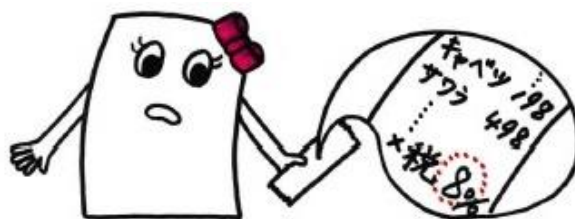
1. 消費者物価指数(CPI)とは？

一般の消費者が購入する物やサービスの価格が、どの程度変動しているかを指数で表したものです。世界各国で、この「消費者物価指数(CPI)」は主要統計として発表されており、物価動向や経済状況を見る上で重要な指標として注目されています。日本では総務省が26日を含む週の金曜日に全国の前月分確定値と、東京都区部の当月の中旬の速報値を公表しています。

2. 最近の動向

25日に発表された4月の「東京都区部のCPI」(生鮮食品を除く、以下コアCPI)は前年同月比+2.7%と前月の同+1.0%から大幅に上昇しました。前月からの上昇幅は日銀が試算していた消費税増税の影響(1.7ポイント)とほぼ同じになりました。

費目別を見ると、生鮮食品を除く食料や被服及び履物は増税分が概ね価格転嫁されたと見られます。一方、寝具類や家事用消耗品、下着類など一部の商品では、前年同月比の増加率が増税分以上となっており、便乗値上げと思わせるものも見受けられました。しかし全体では便乗値上げは限定的にとどまり増税分は概ね転嫁され、物価の基調は3月と変わらないと見られます。



東京都区部の消費者物価指数(生鮮食品を除く)の前年同月比

	3月	4月	前月からの 上昇幅
1989年4月の消費税3%導入時	+1.7%	+2.8%	+1.1%
1997年4月の消費税率3%→5%引き上げ時	+0.1%	+1.4%	+1.3%
今回の消費税率5%→8%引き上げ時	+1.0%	+2.7%	+1.7%

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

3. 今後の展開

CPI発表に先立ち経済産業省から公表された消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング(調査時期は4月11日～17日)で「消費税増税が全て転嫁できている」と答えた企業の割合は79.4%となりました。また消費者庁が公表した物価モニター調査(同4月4日～8日)においては、全品目(40品目)の消費税増税を除く価格の変化率は前回調査(3月7日～11日)比で+0.1%となり、便乗値上げや、増税分の企業負担の増加による収益悪化の懸念は、ひとまず遠のいたと思われます。

日銀は消費税増税の影響を除く物価上昇率を2014年度は前年度比+1.3%(中心値)、2015年度は同+1.9%(同)と見通しています。足元の物価上昇率は日銀の想定並みに推移していますが、今後、消費税増税負担による個人消費の減速の可能性や国内景気の足踏み懸念などもあることから、日銀に対する追加の金融緩和策への市場の期待感は続くと思われます。

弊社マーケットレポート

検索!!

2014年04月24日【キーワード No.1,316】17年ぶりに増加「スーパー売上高」、次の一手は？(日本)

2014年04月22日【デیلیー No.1,849】最近の指標から見る日本経済(2014年4月)

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

【重要な注意事項】

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用…申込手数料 上限3.78%(税込)

…換金(解約)手数料 上限1.08%(税込)

…信託財産留保額 上限3.50%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用…信託報酬 上限 年 2.052%(税込)

◆その他費用…監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託(基準日現在において有価証券届出書を提出済みの未設定の投資信託を含みます。)における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

●投資信託は、クローズド期間、国内外の休業日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

[2014年4月1日現在]

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。



三井住友アセットマネジメント株式会社